

VI. 法外なるこの世界 (2)

VI-1 自由民権運動

1870年代半ば、「国会開設」「地租軽減」「憲法制定」「不平等条約の撤廃／改正反対」を目的とした運動とされ、担い手は士族民権→豪農民権→農民民権。この時期は、日本における資本主義の形成期にあたる。自由民権運動史は、戦後歴史学においてもっとも活発な領域のひとつ。

- ・ 服部之総『明治の革命』1950……明治政府＝絶対主義王権を打倒し、民主主義国家を作ろうとする「ブルジョワ民主主義革命」。世界史の基本法則から自由民権運動を捉えようとする。政治過程（国家権力との対決）の重視。
- ・ 色川大吉『明治精神史』1964……多様な民衆運動のなかから、インテリとしての豪農を評価。民権と国権の相克。
- ・ 永井秀夫『自由民権』1976……豪農の役割（貧農と商人資本のあいだの中間的存在）を評価。
- ・ 新井勝彦編『自由民権と近代社会』2004……近代・進歩史観の相対化。
- ・ 稲田雅洋「困民党の論理と行動」2004……負債農民騒擾。前近代の一揆との連続性を主張。
- ・ 牧原憲夫『客分と国民のあいだ』1998……国民主義運動としての自由民権。愛国心の強調。近代国家の創設運動。
- ・ 安丸良夫『文明化の経験』2007……闘争史としてみるのではなく、「民衆」「公共圏」がつくられていく、近代主義的な運動として規程。近世との連続性。

1874/1 板垣退助、江藤新平らによる民選議員設立建白書提出。板垣、片岡健吉らによって、立志社創立。

1875/2 愛国社結成。4 漸次立憲政体樹立の詔。6 讒謗律、新聞紙条例制定。

1878/9 愛国社再興。4 集会条例制定。

1881/4 交詢社、私擬憲法案発表。7 北海道開拓使官有物払下げ事件。10 自由党結成。明治14年政変、大隈重信免官。国会開設の勅諭。松方正義大蔵卿就任。

1882/3 立憲改進黨結成。4 板垣退助、岐阜で遭難。12 福島・喜多方事件。

1883/3 高田事件。

1884/5 群馬事件。9 加波山事件。10 自由党解党。秩父事件。

1885/11 大阪事件。12 内閣制度発足。

1886/10 大同団結運動。

1887/12 三大事件建白書。

1889/2 大日本帝国憲法発布。

VI-2 「自由」の浸透

まづ目今、御新政の有がたいことにやア、四民同一、自主自立の権を給はり、苗字帯剣、袴でも洋服でも、馬でも馬車でも、勝手次第。たとへ、空乏困迫の我輩たりとも、往事の我輩にあらず。こゝが即ち、自主自立の権だ。しかし、自立の権だの、自由の理だのと、一ト口に解イきかせると、無学文盲、野蕃の徒は、そんならその身の、勝手なことをしても、善悪とも政府で、おとがめはないものだど、おもふやからがあるから、こまるヨ、此節、都鄙遠近となく、説教がおひらきになって、諸社諸宗の教道師が勉励するが、僕が此職を命ぜられりやア、静岡の中村先生が訳した『自由の理』を訳解（とけ）てきかして、世の蒙昧を醒したい者だテ。マヅ一盃。

（明治五年刊 魯文『安愚楽鍋』三編上 新聞好の生鍋）

→ J. S. ミルの On Liberty が「自由之理」として、1871 年、中村正直により翻訳される。

J. S. ミル『自由論』

この論文の目的は、用いられる手段が、法的刑罰という形の物理的力であれ、世論という道徳的強制であれ、強制と統制という形での個人に対する社会の取り扱いを絶対的に支配する資格のある、一つの非常に単純な原理を主張することである。その原理とは、人類が、個人的にまたは集団的に、だれかの行動の自由に正当に干渉しうる唯一の目的は、自己防衛だということである。すなわち、文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人にたいする危害の防止である。（『自由論』『中公バックス 世界の名著 ベンサム・ミル』p.224）

→ 国家権力は個人の自由を防衛するために存在する。

ジャン＝ジャック・ルソー『社会契約論』

→ 部分訳が中江兆民らにより、1874 年に出版されている。

アイザイア・バーリン「二つの自由概念」1954

もしもわたくしが理性的存在であるなら、わたくしにとって正しいことは、同じ理由によって、わたくしと同じく理性的存在である他のひとびとにとっても正しくなければならぬということをお否定できないことになる。理性的な（あるいは自由な）国家とは、あらゆる理性的な人間が自由に受け入れるような法律によって統治されている国家であるだろう。つまり、その法律は、理性的存在者としての人間が要求するものを問うてみることによって、かれら自身が制定した法律であるわけだ。（『自由論』みすず書房、pp.342-343）

→ 消極的自由と積極的自由の区別。集団の干渉を排除する＝消極的自由のみならず、集団のなかで生きること＝積極的自由の重要性を主張。

石田雄『日本の政治と言葉 上 「自由」と「福祉」』東京大学出版会

自由民権運動の時代、自由の理念として支持されたのは、個別具体的な権利の複合体として理解されたイギリス型の“諸”自由ではなく、フランス型の抽象的な自由、いわば単数形の自由であった。しかも、その単数形の自由は、儒教における規範主義の伝統と結びつき、具体的な自由とは無関係に「自由の大義」だけが強調される。そのため、自由を論じているにもかかわらず、その自由の具体的内容が何であるのかは不明確で、ただ自由を求める心情的純粋さだけが尊重されることになる。その結果、人民全体の自由を確保するためには外国への対抗力をつけることが必要だという論理をたどって、心情的自由論は国権論へと結びついてしまう。

VI-3 法外な世界

「モッセ氏答議 憲法質疑」

五(五)問

憲法ハ一ノ法律ナリヤ?

憲法ハ何故一ノ法律ナリヤ?

若、憲法ハ徳義ニ倚テ行ハル、ノ事実ヲ認ムルナラハ、憲法ハ徳義ノ準繩(モツト)ナリト謂フコトヲ得ヘク、或ハ少クトモ徳義ト法律トノ混合(ミクスト)ノ性質ヲ有ツ者ト謂フコトヲ得^{サル}(ヘキ)カ?

若、憲法上ノ爭議ハ、之ヲ裁決スルノ法廷アルコトナク、唯政事(ホリチツク)以テ之ヲ裁決スルノミトノ議論《ビスマルクノ氏の演説》ヲ認ムルナラハ、憲法ハ政事的ノ性質ヲ有テル法律ナリト謂フコトヲ得ヘキカ?

右ノ問題ニ付、貴下ノ教ヲ煩ス。

井上〔毅〕

モッセ君

...

(一) 憲法ハ法律ナリ。

(二) 憲法ノ命令及禁令ハ、法則ナリ。徳義ノ準繩ニハ非サルナリ。

(三) 憲法及他ノ法律ニ於テ憲法ノ遵行ヲ強行セサル点ヨリ見ルトキハ、憲法ハ固ヨリ完全ナル法律ノ性質ヲ有セス。

(四) 憲法ノ遵行ヲ鞏固ニスル方便ノ重点ハ、^{抑モ}法律上ノ保障ニ在ラスシテ、君主及人民ノ徳義及政事的の發達ニ在ルモノトス。

千八百八十九年四月二十五日

モッセ再拝

〔『近代日本法制史料集 第一』国学院大学、1979年、pp.20-24)〕

帝国憲法告文

皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧國ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シニ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ挙行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

→ 憲法を保障する、法外な力を示唆。これはモッセにおいて「君主及人民ノ徳義及政事的の發達」と表現されている。これは、今日まで、憲法制定権力=国家主権に読み替えられてきた。しかし、法外な世界は、もっと別の形で規定することもできる。

- ① 亡命(地球上自由生 栗村寛亮・宮地茂平)
- ② 革命=暴力(頭山滿の玄洋社(右翼)、植木枝盛「私擬憲法草案」)
- ③ 精神=文学(北村透谷や島崎藤村)

XI-1 ロマン主義の精神

【自由党とヴィクトル・ユゴー】



『自由党史（中）』岩波文庫、306

十六年六月二十二日、自由党総理板垣退助歐洲より帰朝す。去年十一月、横浜を解纜せしより、茲に七閩月、専ら仏京巴黎に稽留し、而して英吉利、和蘭等に歴遊す。クレマンソー、ヴィクトル ユーゴ、アコラス、スペンサー等の政治家、碩学の士と交を締し、五月十三日、仏国郵船ペイオー号に搭じて馬耳塞を發し…

『レ・ミゼラブル』

パリーの民衆は、たとい大人に生長しても、常に浮浪少年である。その少年を描くことは、その都市を描くことである。鷲をその磊落なる小雀のうちにわれわれが研究したのは、このゆえである。

あえて力説するが、パリー民族が見られるのは特にその郭外においてである。そこに純粹の血があり、真の相貌がある。そこにこの民衆は働きかつ苦しんでいる。苦悩と労働とは人間の二つの相である。そこに名も知られぬ無数の人々がいる。そしてその中に、ラーペの仲仕からモンフォーコンの屠獸者に至るまで、あらゆる奇体な典型が群がっている。町の掃きだめとキケロは叫び、憤ったパークは愚衆と言ひ添える。賤民どもであり、群衆どもであり、平民どもである。そういう言葉は早急に発せられたものである。しかしまあおくとしよう、それが何のかかわりがある。彼らがはだして歩いているとしても、それが何であろう。けれども悲しいかな、彼らは文字を知らない。そし

てそのために彼らは見捨てられるべきであろうか。彼らの窮迫をののしりの一材料とすべきであろうか。光明もそれらの密層を貫くことはできないであろうか。顧みて、光明！ というその叫びを聞き、それに心をとどめようではないか。光明！ 光明！ その混濁も透明となり得ないことがあろうか。革命は一つの変容ではないか。行け、哲人らよ、教えよ、照らせよ、燃やせよ、声高に考えよ、声高に語れよ、日の照る下に喜んで走れよ、街頭に親しめよ、よき便りをもたらせよ、ABCを豊かに与えよ、権力を宣言せよ、マルセイエーズを歌えよ、熱誠をまき散らせよ、檜の青葉を打ち落とせよ。そして思想をして旋風たらしめよ。あの群集は昇華され得るであろう。（2巻、豊島与志雄訳、394-395）

(同) 4巻 390-393

彼は自ら言った、これも真実なのだ、世には例外がある。官憲も狼狽させられることがある。規則も事実の前に逡巡することがある、万事が法典の明文のうちに当てはまるものではない、意外事は人を服従させる、徒刑囚の徳は役人の徳を畏にかからせることもある、怪物が神聖になることもある、宿命のうちにはそういう伏兵もある。そして彼は絶望の念をもって、自分はそういう奇襲を避けることができなかつたのだと考えた。

…確かに彼はジャン・ヴァルジャンを再び法律の下に置こうと常に考えていた。…

しかしながら、神に辞表を呈するにはいかにしたらいいであろうか？

無謬なるもの必ずしも無謬ではない。信条のうちにも誤謬があり得る。法典はすべてを説きつくすものではない。社会は完全ではない。

官憲も動揺することがある。動かすべからざるものうちに割れ目のできることがある。裁判官も人間である。法律も誤ることがある。法廷も誤認することがある。大空の広大な青ガラスにも亀裂が見られるのか？
ジャヴェルのうちに起こったことは、直線的な心の撓曲であり、魂の脱線であり、不可抗の力をもってまっすぐに突進し神に当たって砕け散る、清廉の崩壊であった。

『自由党史』(中) 136

板垣刺客を睥睨し、叫んで曰く『板垣死すとも自由は死せず』と。神警の一語、満腔の熱血と共に迸り出で、千秋万古に亘て凛冽たり。